

長岡市自殺対策協議会設置要領

(設置)

第1条 本市は、自殺対策の推進に当たり、自殺防止対策に関わる各分野の代表者等の意見を聴取し、多方面から意見交換を行い、連携を密にしながら、生きることの包括的な支援として総合的に取り組みを進めるため、長岡市自殺対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について検討、実施する。

- (1) 自殺の現状と課題の整理に関する事項
- (2) 行政、関係機関、団体等の連携・協働を推進するために必要な事項
- (3) 「長岡市自殺対策計画」の進捗に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、自殺対策の推進に必要な事項

(組織)

第3条 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから構成する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係団体の職員
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、市長がこれを指名する。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を統括する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、その進行を行う。

(部会)

第7条 協議会は、第2条の各号に定める事項を協議するため、必要に応じ部会を置くことができる。

(意見の聴取)

第8条 市長が特に必要と認めるときは、協議会及び部会に委員以外の者を出席させ、資料の提出及び意見を求めることができる。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、福祉保健部健康課において行う。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和元年12月1日より施行する。